



申6号 コロナ禍を乗り越えて高まった私たちの労働に見合う 「2024年度賃金引上げと労働条件の実現」を求める申し入れ、回答を受ける！

○2024年4月1日現在、満55歳未満の社員

(1)定期昇給:協約に定める、所定昇給額・昇給基礎額とする。(定昇完全実施)

(2)ペースアップ:現基本給額に対し2,000円を加える。(ペア2,000円)

○2024年4月1日現在、満55歳以上の社員

(1)定期昇給:実施無し。

(2)ペースアップ:現基本給額に対し2,000円に「満55歳以上社員の
基本給の取り扱い」に定める割合に乗じて得た額を加える。

○初任給等:資格級別基礎額に2,000円を加える。

○実施日:2024年6月25日(火)以降、準備出来次第。

○継続雇用制度社員の賃金改定について

(1)契約A:業務内容や勤続年数に基づき個別に定めた額を新基本給とする。

(2)契約B・臨時雇用員:日給150円、時給20円加算。4月1日以降適用。

組合員の生活実態と相当な乖離があるため妥結はできない！
この回答を持ち帰り、今後判断をおこなうと通告！！